

貝塚市

活力ある産業都市をめざして

～優遇制度やワンストップサービスによる企業誘致～

はじめに

昭和51年度から、二色の浜の保全と大阪湾の水質汚濁防止並びに貝塚市内の住工混在を解消し、市域の都市環境の整備を図ることを目的に、二色の浜環境整備事業として海面の埋め立て、造成が実施されました。

この事業により造成された区域のうち、工場用地87.9haは二色の浜産業団地として市内の企業に優先的に分譲され、現在約100社が操業しています。

また、住宅用地43haについては、平成元年にまちびらきが行われ、現在は約5,300人が暮らす良好なまちとして発展しています。そのほか流域下水道処理場や関連道路なども整備されました。

事業の方針変更により企業誘致へ

しかし、海浜緑地45.4haのうち当初アミューズメントゾーン及びクリエイティブゾーンに予定していた約25haについては、事業化が進みませんでした。そこで、事業基本方針策定後10年を経過した時、本

市と大阪府で協議・検討した結果、大阪府において「二色の浜海浜緑地及び周辺地区の開発の新・基本方針」が平成13年8月に策定され、事業の方針変更をすることになりました。

この変更により、産業用地に土地利用の用途変更された区域が「二色南町地区」です。

平成13年11月には大阪府より産業集積促進地域に指定され、企業誘致支援策が講じられるとともに、本市においても「貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例」を制定しました。

また、「二色南町地区」に制定していましたが「地区計画」についても、土地利用の方針変更に合わせて都市計画を変更し、「建築物の制限に関する条例」を改正しました。

当時は、景気の低迷により全国的に雇用情勢が悪化していましたが、本市を含む泉州地域は、失業率は大阪府平均より深刻な状況でした。そこで、本市では、指定された産業集積促進地区に企業を誘致することにより、産業を集積し、税収の安定確保と雇用の促進を図ることとしました。

二色の浜産業団地



支援策① 税制の優遇制度

企業誘致支援策として、大阪府では2億円を上限とする不動産取得税の1/2軽減と、土地賃借料の5年間分を1/2に減額する優遇制度が設けられていました。

また、当初予定していた土地の一括購入条件を、企業の初期投資を抑え進出しやすい環境づくりのため、分割購入や賃貸（定期借地）も可能へと緩和することになりました。

さらに本市では、産業集積拠点内の土地を取得ま

たは借り受けた場合に、その土地に建設した家屋の固定資産税額及び借り受けた土地の賃借料の年額（市町村交付金額限度）を奨励金として3年間交付すること、また大量汚水排除企業（生産活動に伴う排水量月10,000m³以上）に対する下水道使用料の減免（軽減期間10年間）などの支援策を創設しました。

支援策② ワンストップサービス

税制面などの支援策を講じるだけでなく、市長自らがトップセールスに赴くなど市をあげて企業誘致に取り組むことになりました。

しかし、大阪市や神戸市なども企業誘致に積極的に取り組んでおり、貝塚市という知名度の低さやアクセスの利便性などの不利を克服するため、窓口となった都市計画課に、担当参事と民間出身の経験豊かな専門職員を配置し、府の企業局（当時）や港湾局と密接に連携をとりながら企業を訪問するなど、従来の官の枠組みにとらわれない積極的な誘致活動を展開しました。市のPRや現地への案内、あるいは支援策などの手続きを一括して受けるなど、窓口の一本化を図ることで、企業との信頼関係を築いていきました。

その結果、平成15年に「株式会社国華園」、「三洋電機株式会社」が進出、平成18年4月には「明治乳業株式会社」が本格稼働し、「二色南町地区」での企業誘致は完了しました。

株式会社国華園



三洋電機株式会社



明治乳業株式会社



物流の拠点として

一方、港湾関連用地である「新貝塚埠頭地区」19haについても、府の産業集積促進地区の指定を受け積極的に企業誘致を行った結果、現在商談中の約6haを除いて、10社が操業中であり、企業誘致はほぼ完了しました。

新貝塚埠頭地区は関西国際空港に近く、外貿可能な12m岸壁（10mで暫定供用）が整備されていることなどから海上輸送にも適地であり、かつ阪神高速湾岸線や阪和自動車道などへの接続利便性を活かすことで、物流の拠点として発展すると自負しています。

地元経済の活性化にむけて

今後は、誘致した新規企業と二色の浜産業団地をはじめとする地元企業との交流が図られ、共に活性化することで、市内外の雇用が促進されるなど、地域経済の振興に貢献するものと大いに期待しています。